

刑事訴訟法の再審規定を改正し、冤罪被害者の迅速な救済を求める  
意見書

冤罪は、被害者の人生に多大な影響を及ぼすもので、個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の人が処罰されることは絶対に許されず、冤罪被害者は速やかに救済されなければならない。このような趣旨から、刑事訴訟法には、誤判により有罪の確定判決を受けた冤罪被害者を救済する最終手段として、再審制度が規定されている。

しかしながら、いわゆる袴田事件の一連の裁判でも明らかなように、袴田氏の再審無罪の決定には、逮捕から58年もの長い年月を費やすこととなった。冤罪は、被害者の人生を奪い人格をも破壊する最大の人権侵害であり、冤罪被害者の救済は、国にとってはもちろん、市民の人権を守る義務を有する本市にとっても重要な課題である。

刑事訴訟法の再審請求手続に関する規定は曖昧であり、裁判所の裁量に委ねられているのが現状である。そのため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって異なっており、審理の適正さが制度的に担保されておらず、公平性も損なわれかねない状況にある。

特に、再審請求は新たな証拠の発見、すなわち刑事訴訟法第435条第6号の規定に基づいて行われることが多い中で、再審請求手続における証拠開示についての明文の規定がないために、裁判所によって証拠開示の範囲に差が生じかねない。

さらに、裁判所が再審の開始を決定しても、検察側が不服を申し立てて再審開始決定が取り消されると、改めて再審請求を行わなければならないなど、審理が長期化し、冤罪被害者の救済を長引かせる要因となっている。

よって、政府においては、冤罪被害者を迅速に救済するため、下記の事項を含む刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行うよう強く要望する。

記

- 1 再審請求手続の確固たる手続を整備し、冤罪被害者の早期救済が可能となる措置を講ずること。
- 2 再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること。
- 3 再審開始決定後、審理を長期化させない措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月17日

内閣総理大臣  
内閣官房長官 宛て（各通）  
法務大臣  
衆参両院議長

水戸市議会議長 大津 亮 一